

## 筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和6年12月4日

山形地方法務局 筆界特定登記官

### 記

#### 筆界特定手続の表示

手続番号	令和5年第2号
対象土地	甲 寒河江市大字日田字後田377番 甲 寒河江市大字日田字後田377番4 乙 寒河江市大字日田字後田377番先道路
手続番号	令和5年第3号
対象土地	甲 寒河江市大字日田字後田377番4 乙 寒河江市大字日田字後田377番2
手続番号	令和5年第3号の2
対象土地	甲 寒河江市大字日田字後田377番4 乙 寒河江市大字日田字後田377番3
手続番号	令和5年第4号
対象土地	甲 寒河江市大字日田字後田377番 甲 寒河江市大字日田字後田377番4 乙 寒河江市大字日田字後田377番先水路